

平成22年3月31日
京都工芸繊維大学

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

趣旨

平成18年度に教育及び研究活動状況等について自己点検・評価を実施し、この結果に対する現状認識を深めるため外部有識者からの検証を受けました。さらにこれらの結果を改善に繋げるべく検討を進め、評価の結果に基づく改善事項とその対応策等を取りまとめ、平成20年3月31日付け「外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応について」として、学内外に公表しました。

今年度は、第1期中期目標・中期計画期間の終了年度であり、中期計画記載事項である当該対応策等の実施状況について、第21回大学評価室会議（平成21年11月6日開催）の審議結果を受け、調査しました。

【参考：中期計画（抜粋）】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置
1) 責任ある自己点検・評価体制の構築
ア) 責任ある自己点検・評価を実施するため、「大学評価室」を設置する。
イ) 大学評価室は、関係組織と連携を図りつつ、全学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施並びに第三者評価等に対応するとともに、評価結果に基づく改善措置について検証を行う。
ウ) 自己点検・評価結果に基づく改善すべき課題については、大学評価室から当該部署等に改善計画の提出を求め、当該改善計画及び措置について検証する。
エ) 平成16年度中に大学評価室を設置し、自己点検・評価の視点、方法、提示すべきデータ等について定め、学内に周知する。実績等は各年度終了ごとに収集し、自己点検・評価は中期目標期間中に2回実施する。

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

1. 外部評価に基づく事項

事項	対応	実施状況等
<p>博士の学位取得状況については、学位取得基準などを踏まえたうえで、標準修業年限では取得しない者が多い実状をどう評価するか、分析の方向性を明確にされた。</p>	<p>博士学位の授与については「京都工芸繊維大学における博士の学位授与に関する内規」及び「京都工芸繊維大学における博士の学位授与に関する内規の運用方針」を定めて実施している。 また、標準修業年限内で学位を取得しないものが存在していることについては、社会状況等も含め、多角的に分析・評価を行い、社会人学生に対しては新たな履修コースを設けた。</p>	<p>博士の学位授与については、学位規則及び関連する内規等を定めて実施している。学生用に、上記規則等、論文審査申請資格及び具体的な申請手続きを明記した「博士学位授与申請の手引」を作成し、入学時オリエンテーションで配布している。併せて平成21年度からは、手引きを学務課HPに掲載した。 社会状況等に鑑みて、平成20年度から標準年限を2年とする社会人コースを開設した。同コースでは、学生の経歴等を単位認定するインターンシップ科目を特別に開講することで、定期的に通学できない社会人のために、便宜を図っている。 国際科学技術コース(標準修業年限を博士前期課程2年と併せて4年とする)に関し、一部の専攻でのみ開設していたものを平成19年度に全専攻に開設した。当該コースにおいては、退学者を除いて全員が標準年限(修士2年と博士2年)で修了している。在学期限が1年未満になった博士課程の学生については、その旨を本人宛に通知するとともに、当該情報について専攻長へ通知している。 一般学生の標準修業年限以内での修了は、学位論文研究の修了だけでなく、修了後の就職口の有無など社会情勢からも影響を受けている。毎年、標準修業年限を迎える学生に対して、次年度以降の去就や実情をアンケート調査して、多角的に分析しつつある。(学生サービス課)</p>
<p>スタディーアドバイザー制度に関する実績データを整理されたい。実施した支援策の効果を測り、次の改善策の検討を進めるために、また、今後の大学評価への対応としても必要となることから、学習支援に関する実績データを整理されたい。</p>	<p>平成18年度、平成19年度の学生相談実績(オフィスアワー、スタディー・アドバイザー)を相談内容毎、学生の所属毎に整理した。学生相談の効果を測り、改善策を検討するために平成20年度以降も継続して学生相談実績をとりまとめる。</p>	<p>平成20年度の学生相談実績については、19年度以前分と同様にとりまとめた。平成21年度以降についても同様の取り組みを実施することとしている。</p>
<p>5年次以上の学生に対する効果的な履修指導を具体化されたい。</p>	<p>5年次以上の学生のうち卒業研究等履修者については、各課程及び指導教員による履修指導を実施している。また、5年次以上の学生のうち卒業研究等未履修者については、「スタディーアドバイザー制度」を核として履修指導・支援を実施している。</p>	<p>学務課は、平成20年度より学期毎に各課程長に対して、単位取得状況及び未登録者など受講登録状況を通知している。 各課程においては、課程長及びスタディーアドバイザーが、成績不振者等への履修指導・支援を実施している。ほとんどの課程において、過年度生向けのスタディーアドバイザーを設置している。</p>
<p>非常勤講師担当科目について、教育上の必要性和コストの両面から、その増減についての検討を進め、方向性を明確にされた。</p>	<p>平成20年度非常勤講師の具体的な任用計画及び平成21年度以降の非常勤講師任用計画に係る指針の策定については、総合教育センター運営委員会で発議・審議している。これを受けて、学部については課程長等会議を経て各課程、大学院については専攻長等会議を経て各専攻で、教育上の必要性和コストの両面から平成20年度分について精査・見直しを行った。平成21年度以降についても引き続き検討を行っていく。併せて、平成20年2月に工学部教務委員会に言語教育専門部会を設置し、言語教育に係る教育上の必要性和コストの両面からの任用指針の策定作業等を開始している。</p>	<p>非常勤講師の任用にあたっては、平成20年度の任用計画から、総合教育センター運営委員会で、財務委員会の予算編成方針を踏まえて、特殊事情がない限り非常勤講師の増は認めない方針に立ち、各課程等から提出された任用計画案の大枠について審議し、その後、具体の授業担当計画案について、課程長等会議または専攻長会議で審議している。 学部科目については、平成18年度の学部・学科組織の改組再編により授業科目の整理を行い、非常勤講師任用科目についても減少している。 大学院科目については、教育内容の充実などの理由から、平成18年度以降の経年比較によれば、総雇用時間数は微増しているが、大学全体としての非常勤講師に係る費用は、減少傾向にある。</p>

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

2. 自己点検・評価に基づく事項

事項	対応	実施状況
<p>「大学の理念」をより効果的に浸透させるため、「環境方針」、「知的財産ポリシー」、「人事基本方針」、「キャンパスマスタープラン」等の全学的な活動指針や学内規則とも関連付けた広報に取り組みたい。</p>	<p>平成19年度当初から広報活動全般を見直し、11月には6項目からなる広報ポリシーを制定し、全学的な広報活動の指針とすると共に、これまでの広報活動実績をまとめ、ホームページへのアクセス数、広報誌の発行・配付状況、新聞への掲載数、文教ニュースへの掲載数などを役員連絡会に報告した。また、平成20年3月に専門家を招へいして講演会を開催し、広報研修を行った。大学理念の浸透という点では、学長裁量経費により大学の紹介誌並びに手帳型大学案内(ポケットガイド)を製作し、これらの配布を通じて、学内外への浸透を図る。</p>	<p>「大学の理念」をより効果的に浸透させるため、「大学の理念」と「環境方針」を掲載した手帳型大学案内(ポケットガイド)を毎年継続して発行し、新入生を中心に学内外に広く配布している。また、大学の広報活動の拠点として運用している「広報コーナー」や「プラザKIT」に、「大学の理念」等を掲載した各種広報誌、報告書及びパンフレット類を配架し全学的な観点から広報を行うと共に、4月や10月の入学時期には「プラザKIT」に「大学の理念」をパネル掲出するなど、来学者や学内者に対する「大学の理念」の浸透に努めている。</p>
<p>大学院設置基準の改正(平成19年4月1日施行)により、「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を学則等に定め公表するものとする。」と規定されたことに対応されたい。</p>	<p>「大学院工芸科学研究科履修規則」の「教育課程」に係る条文及び別表に専攻毎の「教育研究上の目的」を明記・規定する改正を行い、平成19年4月に実施した。併せて、年度初めに学生向けに配付する「大学院履修要項」に「教育研究の目的」項を新たに設けて、公表・周知している。</p>	<p>平成19年3月12日に、「大学院工芸科学研究科履修規則」の「教育課程」に係る条文及び別表に専攻毎の「教育研究上の目的」を明記・規定する改正を行った。併せて、平成19年度から、年度初めに学生向けに配付する大学院履修要項に「教育研究の目的」項を新たに設けて、周知している。 大学院工芸科学研究科の学生募集要項にも、アドミッションポリシー欄を設けて、各専攻の「人材育成の目標」及び「求める能力と適性」を明示している。 大学公式HPにも専攻の教育内容等の概略を公表している。(広報室) その他、従来より作成していた大学院案内リーフレットを平成21年度から冊子化し、学外者へ向けて専攻の内容をより詳しく紹介している。(入試課) また、宮崎大学大学院との連携教育である遺伝資源キュレーター育成プログラムについては、その育成目的などを大学院履修要項に掲載しているほか、プログラム独自のHPを立ち上げて、講義の内容等詳細を公表・周知している。</p>
<p>大学院設置基準の改正(平成19年4月1日施行)により、「大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容をあらかじめ明示するものとする。」、「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と規定されたことに伴い、「大学院履修要項」及び「シラバス」の充実、さらに研究指導方法の明文化に努められたい。</p>	<p>既に平成18年の夏に総合教育センター教育評価・FD部会で検討し、今年度4月から履行している。また、学部についても大学設置基準の改正(平成20年4月1日施行)に対応すべく、必要な措置を講じている。</p>	<p>平成18年度の総合教育センター教育評価・FD部会での検討結果を受け、平成19年度より博士前期課程の「特別研究」、「特別制作」及び博士後期課程「研究指導」について、シラバスで明文化を図り研究指導方法等について明確化した。 また、大学院の学位論文に係る評価を判りやすくするため、入学時に、本学学位規則及び学位論文審査申請資格等について明記されている「博士学位授与申請の手引」を配布している。 更に、学位授与と審査の客観性及び厳格性については、修士・博士ともに、学外審査委員の選出を認め、本学学位規則及び関連の内規で規定している。 同じく、修士については論文の公開、博士については公聴会の開催を、本学学位規則及び関連の内規で規定している。 なお、修士論文を作成せず、特定の課題で修了する学生については、外部審査委員を必須とし、当該分野の専門家を審査員にあてている。</p>

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

事項	対応	実施状況
<p>学生の満足度が、教育の成果や効果を検証し改善に繋げるための指標として今後必要となるため、数値化するよう努められたい。</p>	<p>今年度より出口調査を行い、学生の満足度を調査している。在学生の教育に対する満足度については授業アンケート実施の際、一部、該当する項目を設け把握に努めている。併せて、生活実態調査の際にも満足度を調査した。これらは全て数値化されている。</p>	<p>【学生支援センター】 学生生活実態調査の際に満足度を調査し、引き続き数値化している。</p> <p>【総合教育センター】 本学博士前期・後期課程へ進学した約500名に対して、「教育プログラムの改善のための学生へのアンケート」を平成19年10月に実施した。 平成19年度からは、卒業・修了予定者に対して「教育プログラムの改善のための卒業・修了予定者アンケート」を毎年実施し、学生の満足度を調査し、集計結果を数値化して取り纏め、総合教育センター等に報告している。 また、在学生については、平成15年度より授業評価アンケートを実施しており、このアンケートにより学生の「授業」・「教員の教え方」・「学生自身の関心度」や「クラスの規模・教室(実験室)の設備」の評価(満足度)を調査し、その集計結果を数値化して、学務課HPで公表している。 これらの卒業生・修了生への調査や在学生への調査に関するデータは、他の授業評価等の集計結果と併せて、隔年ごとに教育評価・FD報告書として取り纏めている。</p>
<p>学外者からの意見聴取機会について、現在実施している「教育懇談会」、「卒業生との懇談会」とは別に卒業生の就職先からの意見聴取も加えられたい。</p>	<p>総合教育センター教育評価・FD部会で、教育研究組織の改組後の2年間の教育効果についての報告書のとりまとめを進めており、これをもとに4月早々に企業等から意見聴取を行う。</p>	<p>平成15年度から卒業生・修了生調査協力者会議を実施し、本学在学時の教育、設備、学生支援等について意見聴取している。聴取した意見は、課程長等会議及び専攻長等会議で報告し、各課程・専攻において反映しているほか、教育評価・FD報告書にも掲載して周知している。 平成20年度から外部有識者による教育プログラムの検証を行い、検証結果を参考に次年度教科課程策定を行っている。また、総合教育センター教育評価・FD部会においても検証結果の報告がおこなわれている。 平成20年3月～5月初旬に就職先120社に対し、「教養教育」及び「本学卒業・修了者に対する評価・要望等」の意見聴取を行い、その調査・分析結果を取り纏めた。 また、同時期、企画広報課が、卒業生のイメージについて本学に関連する企業等にハガキによる調査を行った。</p>

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

事項	対応	実施状況
<p>「ティーチングアシスタント」及び「技術職員」に対するFD活動として、教育支援者としての研修を行うよう、組織的に取り組まれない。</p>	<p>ティーチングアシスタントに対して、課程毎に研修を実施している。これまでのATECセンター(高度技術支援センター)の活動は、学生の実験・実習の支援、教育研究センターにおける特定業務、教員研究室における研究支援業務に大別される。こうした業務内容に鑑み、ATECセンターの研修活動は、学内外の研修を通じて安全衛生法に基づく資格取得、ATEC事業計画に基づく資格取得など、技術の向上を図るための研修の役割が主であった。その成果は、毎年技術報告集として出版配布している。また、教育支援者としての活動では、安全の手引きやISO活動を通じて全学的な教育支援に努めている。今回の指摘は、工科系大学としての専門業務に基づく個人技能の向上を図る研修だけでなく、より直接的に教育支援者としての研修を組織的に行うべきであるという指摘である。これを受けて、3月21日に実施した恒例の教員FD研修会に参加。実験・実習に携わった技術職員各自の報告書に基づいた教育研修を行い、その結果を今年度の技術報告集に掲載した。さらに、次年度のATECセンターの活動計画、研修計画にFDを盛り込むこととした。</p>	<p>【総合教育センター】 平成16年度より総合教育センターが毎年開催している教員研修会に、ATEC(高度技術支援センター)の技術職員が参加している。教員研修会での実施内容は、隔年ごとに教育評価・FD報告書として取り纏めている。ティーチングアシスタント(TA)には、平成20年度から実施報告書を提出させている、その報告書により、授業担当教員がTAに対して評価を行い、TAへの教育的指導を行っている。TAの実施報告書の集計結果は、正副研究科長及び総合教育センター長への報告している他、大学院教務委員会で周知し、TAに対する指導方法等を検討している。また、別途集計結果(個別意見を除く)を学務課ホームページ(学内専用)へ掲載し、学内周知も図っている。</p> <p>【高度技術支援センター】 2008年2月に、学生実験・実習の支援業務改善の取り組みとして、教育研修を開催した。この研修会で報告された様々な提案を実験・実習に生かしている。その後、各系別に教育改善の提案を行う場を持っている。教員FD研修への参加は、引き続き行っている。ATECセンターの活動計画・研修計画に盛り込むこととしたFDは、実験・実習に関する教育研修以外に、業務支援先のセンター等で安全講習会の開催、ATEC独自に安全講習用のビデオ作製(高圧ガスの使用・有機廃液の処理など)を行うなど、教育支援技術者としての役割を果たしている。</p>
<p>「外国人留学生」、「編入学生」及び「社会人学生」に対する入学前教育及び入学後の教育においても学修支援を充実されたい。</p>	<p>「社会人学生」が多い夜間主コース学生に対しては、平成17年度までは学科毎に、また、平成18年度からは先端科学技術課程に集約して、入学後にきめの細かい少人数教育を行っている。また、「外国人留学生」に対する入学後の教育における学修支援制度として、従来から、学生相互による学修相談・学修支援の窓口として「チューター制度」を設けている。「編入学生」に対しては、従来から、入学時に編入元での修得単位を本学での修得単位として認定する制度による学修支援を実施している。</p>	<p>《社会人学生》 社会人学生が多い夜間主コースの学生は、既修得単位を有していることが多いため、入学手続き前から必要な書類等について連絡を行うなど、単位認定手続きに関する支援を行っている。また、授業期間中においては、夜間主コースの学部学生に対応するため、交代で2名が21時まで窓口対応業務を行っている。大学院については、社会人学生への支援として、平成20年度から、標準修業年限を2年とする社会人コースを博士後期課程に設け、専攻に係る職務経歴や現職等を単位認定するインターンシップ科目を特別に開講している。また、博士前期課程(修士課程)においても、平成20年度より、社会人特別選抜で入学した学生を対象に、その専攻に係る職務経歴や現職等を単位認定するインターンシップ科目を開講している。</p> <p>《外国人留学生》 外国人留学生への配慮として、学部の履修要項の教科課程表に授業科目名を英語で併記している。また、外国人留学生が多い大学院では、平成21年度秋学期の授業時間割から、記載事項全てについて英語併記する。更に大学院履修要項の教科課程表においても、授業科目名を英語を併記する。</p> <p>《編入学生》 編入学生は、全ての学生が既修得単位を有しているため、入学手続き前から必要な書類等について連絡を行うなど、単位認定手続きに関する支援を行っている。また、入学時オリエンテーションでは、一般学生のオリエンテーションの後、編入学生用の単位認定のためのオリエンテーションを個別に行っている。更に、応用化学系の3課程については、課程・系別の新入生オリエンテーションとは別に3年次編入の課程別新入生のオリエンテーションを行っている。</p>

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

事項	対応	実施状況
<p>入試広報について、全学的体制を充実させたい。</p>	<p>これまでのところ、入試広報は、高校生の見学受け入れ、出前授業に加え、地域別入試フェアへの参加、高校訪問、年2回の高校教員との入試研究会、年2回のオープンキャンパス、ホームページの入試情報の改訂、アジア各国での留学フェアへの参加、個別訪問を実施する、などが主たる活動であった。こうした活動は具体的な成果を上げており、入試倍率の上昇、オープンキャンパス参加者数の増加、ホームページへのアクセス数の増加などに表れている。</p> <p>指摘事項の具体策としては、平成16年度に入試委員会の役割が明確にされ、平成18年度に入試関連の規則と要項が整備され、アドミッションセンター運営会議のメンバーに各部門長が入ることになり、全学体制が取れる条件が整った。平成19年度にはこの利点を活かして、運営会議メンバーでチームを形成して、次年度に新規導入される3年次編入推薦枠に対する高専訪問を展開してきた。</p> <p>今後は、大学広報と入試情報を組み合わせた配布資料を整理し、訪問前に研修を行って、広報内容の統一化を目指す。</p>	<p>入試に関する各種業務のうち、入試広報に関することについては、アドミッションセンターに置かれている「入試広報室」で企画・立案し、平成21年度の入試広報活動として、次の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパスの開催(8月、10月) ・全国各地の進学ガイダンスに参加(80ヶ所以上) ・高校訪問(19校) ・高校の進学説明会に参加(30校) ・高校生等の見学受け入れ(19校) ・高校教員を対象とした入試研究会の開催(6月、9月) <p>また、国際交流センター長を中心に、アジア5ヶ国での留学フェア(台湾、中国(上海)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、タイ(バンコク、チェンマイ)、韓国(プサン、ソウル))に参加し、本学の広報を行った。</p> <p>入試広報活動の際には、平成19年度から入試課、総務企画課広報室及び学生サービス課が連携して学生による受験生のための大学パンフレットを作成し、オープンキャンパスにおいて継続的に配布しており、大学の広報に関する資料類も活用して、広範な大学広報、入試広報を行った。</p> <p>また、プラザKIT及び広報コーナーにおいて学内で発行している各種広報誌、報告書及びパンフレット類を配架し、全学的な広報を実施している。</p>
<p>現状では、研究に関する評価について、論文数、著書数、受賞数、特許数、外部資金額を評価指標の基本としているが、より具体的な指標相互の互換性や専攻特性を反映した基準は、専攻内申しあわせの段階にとどまっている。全学的な共通認識につながるよう、取組みを進められたい。</p>	<p>平成18年4月の改組に伴い、学域毎に博士後期課程の主任指導教授及び担当教員の選定のための指標の一つとして研究成果の基準案を設定した。</p> <p>また、教員の教育及び研究に関する活動状況については、平成18年度より大学評価基礎データベースに蓄積されており、教員の研究活動の状況を俯瞰できる環境が整備されつつある。</p> <p>今後、検討機関を定め、学域ごとに設定された研究成果の基準案と大学評価基礎データベースに蓄積された教員の研究活動をもとに、より具体的な指標相互の互換性、研究分野の特性を反映した評価基準の検討を行うこととした。</p>	<p>大学評価基礎データベースにより、教員の教育研究活動の状況が把握できるとともに、データベースに蓄積された情報を自己点検・評価や法人評価等の外部評価に活用している。</p> <p>学域等ごとに設定された研究成果の基準案と大学評価基礎データベースに蓄積された教員の研究活動をもとに、より具体的な指標相互の互換性、研究分野の特性を反映した評価基準については、引き続き検討する。</p>
<p>教員の業績評価について、研究業績のみに偏ることなく、教員の専門特性や教育分野に応じた評価基準とするよう、議論を深められたい。</p>	<p>平成18年度より、教員は原則大学院研究科に属することとなり、大学院担当を基本とすることから博士後期課程主任指導の担当基準が教員人事において、実質的な効力を持つようになった。定性的な側面は教員選考基準により判断されるが、定量的な側面や論文の水準については研究科教授会が選出した選考委員会の判断によることとしている。</p> <p>専攻単位では、博士前期課程の2専攻、博士後期課程の2専攻において内部基準を設けている。</p> <p>今後、検討機関を定め、研究科として専門特性や教育分野に応じた、研究業績に偏しない具体的な評価基準に関する議論を深めていく。</p>	<p>引き続き、博士後期課程主任指導の担当基準、教員選考基準、研究科教授会が選出した選考委員会の判断等により評価を実施している。</p> <p>研究科として専門特性や教育分野に応じた、研究業績に偏らない具体的な評価基準については引き続き検討する。</p>

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応に係る検証について

事項	対応	実施状況
<p>学生及び教員定員に基づく基準面積に則した面積配分の実現に向けて、一層努力されたい。また、現行の施設管理システムを活用し、安全管理センターや安全衛生委員会との連携により総合的な施設利用システムを確立されるよう取り組まれたい。</p>	<p>1「基準面積に基づく配分面積の実現」 この指摘事項には、実質的に「基準面積の実現」「ゾーニングの実現」「学科別の利用面積の平準化」という3つの要素が含まれている。 平成19年11月16日に懸案となっていた本学の面積基準を制定し、平成20年3月末に、耐震改修工事を契機に上記3要素ともに改善を実現した。 基準面積は、准教授、助教、大学院生室など若手研究者の自立的な研究環境の確保のため必要であり、2号館北棟では、専門別の内部ゾーニング、院生室、ゼミ室、個室研究室の整備を行い、不足面積分の50%程度を回復した。平成20年度も引き続き耐震改修工事を契機に、標記事項の実現に努める。 なお、この指摘事項は、本省からの指導でもあり、施設概算要求の要件としての学内基準の制定を促す意味をもつ。平成19年秋に本学の制度が整備されたという本省からの認定を得ており、その結果（施設マネジメントに関する全学体制、既存スペースの有効活用、施設の維持管理、新たな整備手法、適正な施設整備の執行、事後評価、施設整備計画との整合性、事業の必要性、教育研究の活性化、コスト縮減）10項目すべてがa評価となり、総合判定S評価を得ることができた。この成果は平成19年度補正予算の措置につながったものと判断している。</p> <p>2「安全衛生委員会、安全管理センター、環境・施設委員会の連携」 すでに平成19年4月以降、委員会の活動内容を整理することにより、この件の対応に努めている。すなわち、曖昧な連携（もたれ合い）ではなく、3委員会の役割と責任を明確にすることによって、連携機能を発揮する方向で整理した。同時に、事務担当課を施設マネジメント課に一元化するとともに、1名の担当理事が三者を統括することにより、業務運営の連携強化に努めている。 安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、主としてヒトの面から安全と衛生を確保するための活動を行う。毎月定例会議を開き、学内見回りを行っている。安全管理センターは、毒物劇物取締法に基づき、主としてモノの面から化学物質の安全管理を重点的に行っている。 連携事例としては、平成19年11月に行われた京都上労働基準監督署の立ち入り調査が行われたが、施設マネジメント課を幹事とし、各委員会及び各課が連携して対応することにより、与えられた調査項目10件ともに一定の了解が得られた。 課題は、安全衛生の概念が広がり、精神衛生に重点が移動していることに伴い、安全衛生委員会主催の「心の健康づくり」の講演会を実施したが、相前後して、学生支援センターやハラスメント委員会でも似通ったテーマの講演会が開催されており、スケジュールや役割分担を含めた整理が必要。 しかし、現行の施設管理システムの活用に関する指摘事項については、平成19年度に火元責任者を始めとする全学的なデータ改訂を行ったばかりだが、平成20年度も全学に亘る施設改修工事が進行中であり、今後、施設利用者が大幅に変更になるため、改修工事が一段落するまで休止し、平成21年度以降に改めて整備したい。</p>	<p>1. 平成20年度は、2号館南棟及び11、12号館を改修し、専門別の内部ゾーニング、院生室、個別研究室の整備を行った。</p> <p>2. スケジュールや役割分担を含めた検討を行った結果、平成21年度からは大学主催で実施することとなった。 平成21年度中に施設管理システムのデータ更新を行う。</p>